

《算式 5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額} \\ \text{の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 \geq 100\text{人}$$

(注) 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。

2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。

3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

4 月数は暦に従って計算し、一月末満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（法第45条第1項第1号ロ、法令第2条、法規第9条）。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく要件を満たすこととなります。